

平成 16 年 5 月 24 日

## ADR 検討会ヒアリング説明要旨

大阪弁護士会民事紛争処理センター運営委員会  
前副委員長 小 原 正 敏

## 1 大阪弁護士会民事紛争処理センターの概要

大阪弁護士会の「民事紛争処理センター」(以下「当センター」という)は、平成 4 年 3 月 1 日に、小額事件(紛争額 200 万円以下)の簡易・迅速な紛争解決を目的として設立された「大阪弁護士会仲裁センター」を前身とするもので、平成 9 年 2 月に、紛争額の制限を撤廃するとともに、示談斡旋手続(和解手続)をも行う総合的な ADR 機関であることを明確にするため現在の名称としたものである。その間、手続についても、より利用者にとって分りやすく、利用しやすいものとするため手続規則等の改訂を重ねてきた。

平成 15 年度の申立件数は、合計 126 件で、日常生活・職場における様々な種類の紛争を取扱ってきている。

なお、当センターに備置している「示談斡旋人・仲裁人候補者名簿」には、現在合計 220 名が登載されているが、そのうち 16 名が医療過誤、26 名が知的財産権、8 名が消費者問題に専門性を有する弁護士で、弁護士以外の専門職種としては、税理士 5 名・公認会計士 5 名・不動産鑑定士 5 名・建築士 4 名が候補者となっている。

## 2 当センターにおける活性化の取り組み

(1) 当センターにおいては、その利用を促進するため次のような取り組みをしてきた。

まず、利用者に広く当センターについて知ってもらうための広報(ラジオ・新聞・リーフレットの配布等)をするとともに、大阪弁護士会の会員向けには、当センターの手続きについてわかりやすく説明した「ガイドブック」・「仲裁人・示談斡旋人用マニュアル」の配布、「月報」・「会員向けホームページ」での掲載や報告書の刊行等を通じた事例報告等の情報提供活動を積極的に行ってきた。

また、運営の経験をふまえて手続規則等を利用者にとってより使い易くするための改訂を重ねてきたことに加えて、手続と解決内容の質を向上させるための示談斡旋人等を対象とした研修会等を実施してきた。

さらに、平成 15 年度からは、総合法律センターの法律相談とは別に、当センター申立のための相談窓口を設け、当センター運営委員会の委員が、ウィークデーの午後毎日待機し、当センターへの申立の相談・助力をする体制をとってきた。

(2) これらの取り組みの結果、平成 15 年度の当センターへの申立件数は、上述のとおり 126 件に上った。しかし、この数字は、年間約 8 万件に上る大阪弁護士会の総合法律センターの相談件数に比べても、また裁判所の民事調停の申立件数と比較しても、利用者の潜在的ニーズに答えているとはいえない状況にあると思われる。

このように当センターの利用の増加が図れていない理由として、申立相談窓口における相談者の声等からすると、以下の点があると思われる。

当センターについての利用者への情報提供が十分でなく、その存在や手続的特徴、長所等がまだ利用者浸透していないこと。

A D Rの利用は、利用者が紛争解決手段として選択することが前提となるが、裁判所の民事調停のように裁判所という「権威」を背後に持たない民間A D Rは、その手続や解決内容の質を通じて利用者の信頼を得ることになるが、それは容易ではないこと。特に上述のような、情報提供の不足とあいまって、利用者からするとその信頼性についての判断が困難なこと。

A D Rによる紛争解決手続には、時効中断効や調停前置の例外、執行力等の効力が付与されていない点で、裁判所の民事調停と比べると、紛争解決の実効性において劣っているとの認識を利用者が有しており、そのような法的効果を望んでいる利用者のニーズに応えられないこと。

また、A D Rの利用の活性化を考える場合、申立件数の増加だけではなく、応諾率の向上をいかに図るかということも検討しておく必要がある。

当センターにおいては、応諾率を向上させるため、選任された示談斡旋人は、相手方に対し、直接電話をしたり、手紙を出すこと等により手続の内容等を十分に説明し、理解を求めるなどの努力を払っている。しかし、手続上、相手方に申立書を送付する際に同封している回答書には、「話を聞いた上で、手続に応じるかどうかを決めます」の欄にチェックして回答する者が多いことから、上記、の問題を解消することが応諾率の向上のうえでも重要であることを示唆している。

A D R基本法の制定により、A D Rの活性化を図るためには、これらの現行A D Rの問題点の解消に配慮することが必要と考える。

### 3 A D R基本法において、認証制度を導入することについて、

- (1) A D R基本法において、認証制度を導入することに賛成である。但し、A D Rの自主性・多様性・柔軟性を確保するため、認証制は、任意の選択制とするとともに、認証の要件もA D Rの基本的価値であるこれらの点を損なうことのないものとすべきである。

なお、その場合の認証の対象者は、手続実施者ではなく、A D R事業者とすべきである。

- (2) 2で述べたとおり、わが国においてA D Rを活性化するためには、各A D R事業者による手続および紛争解決の内容の質および利便性の向上のための取り組み、その広報と情報の提供等の努力が重要であることはいうまでもない。しかし、それに加えて、利用者の視点からして、A D Rが利用し易いものとする必要もある。この点からすると、認証性を導入することにより、国民一般にA D Rを選択する目安を提供することは有益なもので、その制度は活性化のための一つの選択肢として評価できるものといえる。

また、A D Rの利用を活性化させるうえでは、上述の現行の民間A D Rに法的効力がないという限界を解消し、A D Rに時効中断効、調停前置の例外、訴訟手続の任意的中止、執行力等の一定の法的効力を認められることが望ましいと考えられる。しかし、他方でそれを認めることによる利用者の権利を保護するためには、手続の適格性・公正性を確保することが不可欠といえる。この見地からも認証制を導入することは、この見地からも必要なものといえる。

### 4 認証の要件

- (1) 認証の要件は、ADRの自主性・多様性・柔軟性を損ない、ADRを萎縮させるものであってはならない。また今日では、ICC、AAA、WIPO等の外国のADR機関も調停手続を備えていることやインターネットによるADR手続が存在することからすると、認証制の導入により、それらの機関の利用や業務が阻害されることがあってはならない。

これらの点からすると、個々の事件の処理手続や解決内容に関与するような要件は、絶対に認められないし、組織や手続規則についても、ADRの自主性・多様性を制約するような条件を求めるべきではない。さらに、恒久的な物的施設や財産的基礎を厳格に求めるべきではない。

- (2) 上述の見地からすると、要件としては、ADRとして  
不適合事由のないこと  
公正かつ的確な業務を行う体制が備わっていること  
適正な手続規則が備わっていること  
業務実施に関する事項（組織・体制・対象とする紛争類型・役員構成・手続実施者・手続準則・費用・実績）についての情報の開示をしていること  
をもって足りると考える。なお、の要件については、専門知識を必要とする多様な紛争を適切に解決するため、弁護士以外の専門職が手続実施者となることを許容すべきであるが、その場合も後述のとおり認証制の導入により、認証ADR機関に一定の法的効力を認めことになることに鑑み、弁護士の一定の関与を必要とすべきである。
- (3) 認証後は、上述のADRの基本的価値を確保し、ADR業務実施者に過度な負担をかけることを避けるためにもADR業務実施機関は事件の記録・帳簿書類を作成保存をすべきこととするのは適切であるが、定期的な報告義務は課すべきではない。また、認証要件の適合性や義務の遵守状況については、利用者等の苦情申立を端緒として、報告の徴収等ができるものとし、第三者機関により認証の取り消しができるようにすれば足りると考える。ただし、その場合も個々の事件についての記録・情報については、開示義務はないことを明確にするべきと考える。

## 5 認証制と法的効力

認証制度は、利用者の権利を保護しつつ、一定の法的効力を付与するうえでも必要なものと考えられるが、認証の要件を適確性・公正性が確保できる最低限の緩やかなものにする立場からは、付与される法的効力は限定的なものとならざるを得ない。すなわち、時効中断効、訴訟手続の任意的中止、調停前置の例外については、弁護士の一定の関与を認証の要件とすることを前提として、全て認証ADR機関に認めてよいと考える。しかし、執行力については、利用者の権利に与える影響が重大であるので、上述の認証要件のみでは不十分であり、弁護士が手続の実施者となっていること、裁判所の執行決定を経ること等より厳格な要件を備えたものについてのみ認めるのが相当である。

## 6 非認証ADRの取扱い

ADRが、自主性・多様性・柔軟性を基本的価値とするものであることからして、認証を受けないADR実施機関が存在する道を残すべきであり、認証性は、任意の選択性とすべきである。しかも、ADR機関が認証を受けていないことを理由として、不当な

扱いを受けることがあってはならない。

例えば，国民に認証制度の趣旨を周知するとともに，政府のADRアクションプランの下での情報提供や相互紹介の体制の対象とするかについても，認証の有無のみで判断することは適切ではない。非認証ADR機関であっても適切なものについては，総合法律支援法案の第7条にある「裁判外における法による紛争の解決を行う者」として「連携の確保及び強化」の対象となりうるようにするとともに，それらを積極的に紹介するなどの施策を講じることも必要である。

(以上)